

Whistleblowing Rules of Procedure



thyssenkrupp
nucera

目次

はじめに.....	3
範囲とプロセス.....	5
1 何が報告されますか？	5
2 誰が不正行為を知らせることができますか？	5
3 どのようなレポート・チャネルが使えますか？	6
4 Whistleblowing System の責任者は誰ですか？	7
5 報告のプロセスはどのようなものですか？	7
6 内部通報者の権利と義務	8
6.1 匿名性と機密性	8
6.2 報復からの保護	9
6.3 合理的な理由に基づく報告	9
6.4 内部通報者による調査なし	9
7 調査プロセスはどのようなものですか？	10
8 調査の原則	10
8.1 透明なプロセス	10
8.2 “二重管理”の原則	10
8.3 法的規制 の Compliance	11
8.4 意見を聞く権利	11
8.5 その他の関係者	11
8.6 厳格な need-to-know の原則	11
8.7 守秘義務	11
8.8 公正さと相互尊重	11
8.9 効率性	12
8.10 結果の許容性	12
8.11 相互合意	12
9 Whistleblowing System の有効性は検証されていますか？	12
10 データ保護	13

はじめに

thyssenkrupp nucera では、誠実さと、法律および Code of Conduct を含む社内規定の Compliance を最優先事項としています。これらの価値を守り、違反から生じる潜在的なリスクを回避または最小化するためには、不正行為を可能な限り早い段階で特定し、明らかにし、是正することが極めて重要です。不正行為の可能性を示す兆候はすべて厳重に扱われ、いかなる偏見もない客観的かつ透明なプロセスに従って調査が行われます。

法律や社内規定に違反した場合、thyssenkrupp nucera、その執行役会、あらゆるレベルの責任を担う経営層、関係する従業員に多大な損害が及ぶリスクがあります。thyssenkrupp nucera に多額の罰金が科せられ、株主にまで影響が及ぶ可能性があるほか、事業活動をする個人にも、罰金や場合によっては禁固刑、社内での個人的な影響など、厳しい結果が科せられる可能性があります。さらに、法律違反は、（顧客などからの）損害賠償請求につながり、公共入札からの除外（「ブラックリスト」）につながることもあります。

それ以上に、Compliance に関連するすべての顕著な問題、実際には関連規則違反としか認識されないものであっても、政府による調査のきっかけとなったり、世間に知られるだけで thyssenkrupp nucera の評判が大きく損なわれたりする可能性があります。多くの場合、迅速かつ容易な立証は不可能であり、そのため、たとえ疑惑が最終的に誤りであったとしても、しばしば長引く解明プロセス中に、経済的損害（否定的な報道、売上高の損失など）が発生する可能性があります。従って、私たちの業務行為に対する誤解は、最初から未然に防ぐべきです。

thyssenkrupp nucera の執行役会は、違法行為や不適切な行為の疑いがある場合、自ら

の判断で調査する法的義務を負っています。この過程で確認された **Compliance** 違反や法令違反は、直ちに中止され、制裁措置が検討されなければなりません。さらに執行役会は、違反者に対して民事上の損害賠償請求が可能かどうかを確認する義務があります。

法的義務を遵守するため、thyssenkrupp nucera の執行役会は、**Legal & Compliance**（以下「**NCA-LC**」）に、**Compliance** に関連する不正行為の可能性のあるすべての兆候と申し立てを調査するよう命じました。**NCA-LC** は、利益相反の兆候を回避することを特に重要視しており、そのため必要に応じて、調査の独立性を確保するために外部アドバイザーを任命します。そのほか、**Compliance** に関する主要なテーマ（汚職防止、独占禁止法、データ保護、マネーロンダリング防止、貿易コンプライアンス）以外の違反に関する情報は、調査の独立性という重要な原則を確保することにより、関連部署に転送されるか、あるいは関連部署と協力して処理されます。

thyssenkrupp nucera は、内部通報制度および公益情報保護に関するさまざまな法的要件、例えば欧州議会および理事会の **Whistleblowing** 指令（EU）2019/1937 およびその実施法、ならびにサプライチェーンにおけるデューデリジェンス義務に関する適用法を考慮しています。

範囲とプロセス

1 何が報告されますか？

thyssenkrupp nucera の Whistleblowing（内部通報）は、

- サプライチェーン・デューディリジェンスに関連する法律を含む適用法
- Code of Conduct を含む thyssenkrupp nucera の社内規定

に関する潜在的または実際の違反（以下「不正行為」という）に対して受け付けています。

不正行為の兆候や疑いであっても報告することができ、厳重に扱われます。

2 誰が不正行為を知らせることができますか？

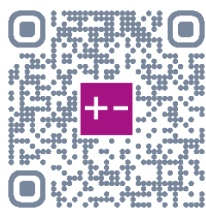
すべての thyssenkrupp nucera の従業員、顧客、サプライヤー、その他の第三者（直接影響を受ける個人、直接／間接サプライヤーの不正行為を知る個人など）は、不正行為を当社に知らせることができます。

3 どのようなレポート・チャネルが使えますか？

不正行為は、こちらのサイトにある当社の Whistleblowing System（内部通報制度）を通じて報告することができます：

<https://thyssenkruppnucera.integrityline.app/>

またはこの QR コードをスキャンしてください：



不適切な行為については、メール(email: whistleblowing@thyssenkrupp-nucera.com)により、または thyssenkrupp nucera Compliance Officer、thyssenkrupp nucera LC の地域担当者、thyssenkrupp nucera 各国の Compliance Manager に直接連絡して報告することもできます。

私たちは、すべての内部通報者に、上記のチャネルを通じて thyssenkrupp nucera に直接不正行為を報告することを奨励しています。しかし、各責任当局が管理する外部の whistleblowing チャネルもあります。NCA-LC は、外部通報手続きに必要な情報を提供することができます。

International Framework Agreement に関する違反（thyssenkrupp 社内での人事労務違反）は、このサイトから <https://www.bkms-system.net/frameworkagreement> または frameworkagreement@thyssenkrupp.com に連絡して報告することができます。

4 Whistleblowing System の責任者は誰ですか？

不正行為は NCA-LC に報告され、thyssenkrupp nucera の Compliance Officer が対応します。

Whistleblowing System の運営を委託された社員は、公平性を保証し、独立した立場であり、指示に拘束されず、守秘義務を負っています。ただし、状況によっては、利益相反の疑いを払拭するため、外部の弁護士に調査を依頼し、調査の独立性を確保することがあります。調査の独立性に疑義を抱く内部通報者は、thyssenkrupp nucera の CEO に報告することができます。

NCA-LC は、Compliance に関するすべての中核テーマ（汚職防止、独占禁止法、データ保護、マネーロンダリング防止、貿易コンプライアンス）について調査を実施し、内部手続または当局（刑事検察、独占禁止法当局など）が主導する手続を調整します。上記の中核的な Compliance 項目以外の不正行為に関する情報は、個々の事案に応じて、NCA-LC から関係部署に転送されるか、または関係部署と連携して処理されます。NCA-LC はまた、体系的なプロセスでこれらの調査から得られた Compliance 対策の実施を開始し、監視します。

International Framework Agreement 違反（thyssenkrupp 社内での人事労務違反）に関する情報は、国際委員会代表者と thyssenkrupp AG の労使関係部門に報告され、彼らと協議して処理されます。

5 報告のプロセスはどのようなものですか？

内部通報者は、利用可能なチャネルのいずれかを使用して報告書を提出します。報告

書には以下の内容が含まれるのが望ましいです：

- ・ 不正行為の説明
- ・ 事案の発生日時、場所
- ・ 関係者の氏名
- ・ 裏付けとなる証拠や書類
- ・ 内部通報者の連絡先（匿名の場合は任意）

その後、NCA-LC は速やかに報告を確認します。ケースの複雑さに応じて、NCA-LC はそれぞれのコミュニケーションチャネルを通じて根拠のあるフィードバックを提供します。フィードバックには、計画され、すでに実施されたフォローアップ措置とその理由の通知が含まれます。内部通報者へのフィードバックは、内部調査に影響を与えず、通報の対象者または通報に記載された人の権利に影響を与えない範囲でのみ行うことができます。

6 内部通報者の権利と義務

6.1 匿名性と機密性

報告における内部通報者の匿名は（法的に可能な場合）認められています。しかし、報告に関する疑問点を明確にしやすくするため、内部通報者には身元を明らかにすることが奨励されます。匿名性にかかわらず、すべての報告は厳重に扱われます。内部通報者の身元は細心の注意を払って保護されます。

thyssenkrupp nucera は、安全な Whistleblowing System を提供し、調査の過程で開示されるすべての情報が、可能かつ適切な範囲で、機密として扱われ、その情報へのアクセスは権限を与えられた担当者に制限されることを保証することにより内部通報者の利益を保護します。

6.2 報復からの保護

thyssenkrupp nucera は、不正行為を誠実に報告したこと、または不正行為の調査に協力したことに対するいかなる報復（不利益処分、懲戒処分、脅迫、威嚇など）も厳しく禁止し、容認しません。当社は、欧州議会および理事会の指令 2019/1937（いわゆる EU 公益通報者保護指令）およびその各 EU 加盟国の実施法、ならびに世界各地の管轄区域における現地の内部通報者保護法、報復禁止法、方針、規制を適用します。

6.3 合理的な理由に基づく報告

すべての通報は、通報者が報告した事項が真実であると thyssenkrupp nucera が信じるに至った合理的な根拠（不正行為に関して検証可能で重大な情報を当社が持っていること）に基づくものでなければなりません（善意による通報）。thyssenkrupp nucera は内部通報者に金銭的な利益を提供することはありません。

故意に虚偽の情報を報告すること（「悪意ある報告」）は、違反そのものです。悪意ある通報の結果として取られる可能性のある、相応かつ適用可能な法的措置は、報復行為ではありません。

6.4 内部通報者による調査なし

法的およびセキュリティの観点から、内部通報者が Compliance 違反を調査することは期待されていません。

一方、報告のための最初の情報収集は認められており、焦点を絞った効率的な調査を可能にするのに役立ちます。この場合、情報の取得および／または情報へのアクセスは、法律および規則に沿ったものでなければなりません。

7 調査プロセスはどのようなものですか？

通報を受けた thyssenkrupp nucera の Compliance Officer は、通報の信憑性と範囲を事前に評価します。このような評価のために、内部通報者に追加情報を要求する必要があるかもしれません。

アセスメントの結果に基づき、オーダーメイドの内部調査が実施されます。すべての事実が調査され、法的に評価された後、thyssenkrupp nucera の Compliance Officer は調査結果と勧告の詳細を報告書にまとめ、必要に応じて適切な措置が取られ、追跡調査が行われます。

thyssenkrupp nucera の Compliance Officer は、内部通報者を他の担当当局に照会したり、証拠不十分で手続きを打ち切ったりすることもあります。

8 調査の原則

8.1 透明なプロセス

私たちは、透明で明確に定義されたプロセスに基づいて内部調査を行い、違反やリスクの兆候をすべて分析します。このようにして、社内基準が一貫して実行され、執行役会やその他の管理職が法的責任や企業家としての責任を果たしていることを保証しています。

8.2 「二重管理」の原則

私たちは「二重管理」の原則を適用しているため、調査ケースを締結する際には必ず二人目の担当者に相談します。

8.3 法的規制 の Compliance

私たちの調査は、適用されるすべての法律と規制に常に配慮して実施されます。

8.4 意見を聞く権利

その人が申し立てについてコメントする機会が与えられるまでは、調査によって生じる結果に直面することを心配する必要はありません。

8.5 その他の関係者

調査中、thyssenkrupp nucera は、情報開示の影響を受ける他者（被疑者を含む）の正当な利益の保護に努めます。他人に疑いの目を向けることは、深刻な結果を招きかねません。thyssenkrupp nucera は、調査中、「推定無罪」と「need-to-know（必要最小限の人だけに知らせる）」の原則に厳格に従います。責任を持って Whistleblowing System を運用することが重要です。thyssenkrupp nucera は、従業員が根拠のない、あるいは虚偽の申し立ての犠牲になる可能性のある行為を支持しません。

8.6 厳格な need-to-know の原則

当社の活動には、調査に事実上必要な個人のみが関与します。調査結果に関する情報は、今後の手続きや法的義務の遵守のために積極的にそれを必要とする当事者にのみ提供されます。

8.7 守秘義務

調査中に収集された情報はすべて機密として扱われます。内部通報者の身元は細心の注意を払って保護されます。

8.8 公正さと相互尊重

調査活動は、偏見のない客観的かつ透明なプロセスに従い、調査関係者全員を尊重し、

公正に実施されます。社内調査においては、「推定無罪」が適用されます。いかなる強制、脅迫等も許されません。

8.9 効率性

調査活動は、コストや労力の効率だけでなく、優先度や緊急度の高い順に、過度に遅れることなく実施されます。

8.10 結果の許容性

Compliance 調査は、その結果が一般に法廷で認められるような方法で実施されます。

8.11 相互合意

可能であれば、紛争解決は相互合意によって合意されることもあります。

9 Whistleblowing System の有効性は検証されていますか？

thyssenkrupp nucera は、Whistleblowing System の有効性を確保し、Compliance を確実に実行するため、定期的およびイベントに関連したレビューを実施しています。これは、例えば、寄せられた通報の件数、解決した問題の割合、問題の調査と解決に要した平均時間、通報者の満足度などの KPI（重要業績評価指標）に基づいて行われます。

この Rules of Procedure は、法改正や特定された弱点に応じて更新されます。

10 データ保護

内部調査の実施中、NCA-LC および必要に応じて現地調査員は、適用されるデータ保護法の要件が遵守されていることを確認します。これには、データ・セキュリティ、アクセス制限、および適切なデータ管理方法の確保が含まれます。データ最小化の原則に従い、報告の調査および解決に必要なデータのみを収集・処理します。

具体的な情報をご希望、またはお客様の個人情報の取り扱いに関してご質問がありましたら、以下の連絡先から、thyssenkrupp nucera の Data Protection Officer にご連絡ください：

thyssenkrupp nucera AG & Co. KGaA
Data Protection Officer
Freie-Vogel-Str. 385 a
44269 Dortmund
Germany
dataprotection@thyssenkrupp-nucera.com

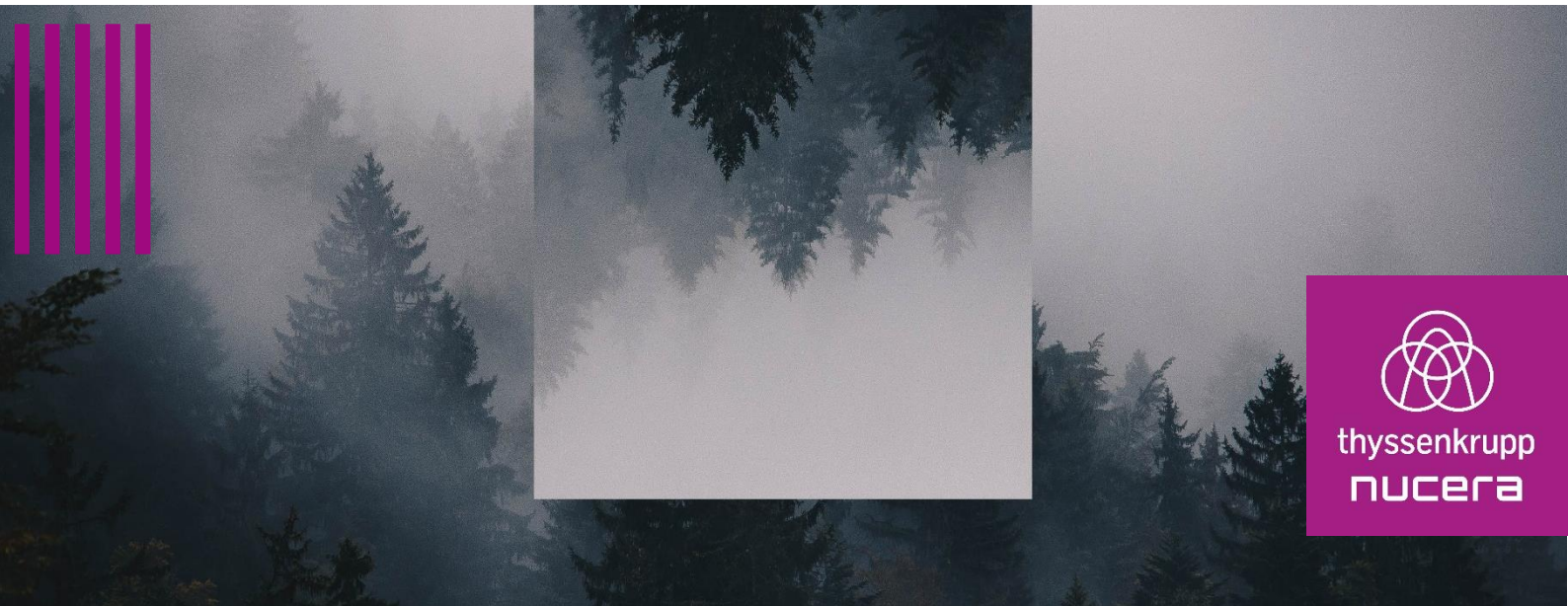
この件に関する詳しい情報は、こちらをご覧ください：

https://thyssenkrupp-nucera.com/wp-content/uploads/2025/03/WB_DP_-information_EN.pdf

Copyright thyssenkrupp nucera AG & Co. KGaA

Freie-Vogel-Str. 385 a
44269 Dortmund, Germany

<http://www.thyssenkrupp-nucera.com>



thyssenkrupp
nucera